

工事発注前三者検討会（試行）実施要領

1 目的

道建設部では、これまで構造物の安全性や環境対策等の条件を的確に把握し、施工管理や監督業務の充実を図るため、工事発注後に、発注者・設計者・施工者の三者からなる検討会を開催し、公共工事の品質や機能の確保等に努めてきた。

しかしながら、重要構造物や複雑な仮設工、厳しい施工条件を含む施工箇所では、現場と設計に乖離が生じ、入札不調による工事延期や、着工後の対策工検討による工事一時中止で施工適期を逸する等して、円滑な工事の実施に支障をきたす状況が見受けられる。

このことから、現場施工プロセスを反映した質の高い設計や施工を目的として、工事発注前に発注者・設計者・施工者が協働し、計画・設計・施工の各分野の技術的知識を相互に交換することで、それぞれの技術力向上と、設計者における設計成果品の品質向上、施工者における施工現場の効率化を目指すものとする。

2 検討会の構成員

工事発注前三者検討会の構成員は、次を標準とする。

（1）発注者～[出張所等]

- ・当該現場に係る詳細設計・調査等業務の担当員、主任担当員、出張所長や事業課主幹等

※出張所等の上記に掲げる者以外（上司や同僚等）や現場技術業務等の受託者の参加を妨げるものではない。

- ・（必要に応じて）本部事業担当課主査等

[設計積算管理委員会]

- ・（オブザーバーで検討会の進行役として）1名以上

※但し、設計積算管理委員会の所属者が参加できない場合は、発注者内で協議の上で、出張所等の所属者が検討会の進行役を担える。

（2）設計者～当該現場に係る詳細設計・調査等業務を受託した会社の管理技術者、担当技術者等の設計・施工条件を説明できる者

（3）施工者～各地方建設業協会から推薦された土木委員等、開催議題についての知見を有する者（3名を標準とするが、必要により人数増減可。ただし2名以上とする）

※協会の研修活動等として、会員等が自由参加（傍聴など）することを妨げない

3 対象とする業務

工事発注前三者検討会は、次に示す詳細設計・調査等業務の中から、発注者において、出張所等で提案があり、設計積算管理委員会で決定されたものを対象とする。なお、必要に応じ、当初対象としていなかった業務についても、設計積算管理委員会の承認を得た上で、設計変更により対象とすることができる。

また、既に詳細設計・調査等業務が完了した現場については、別途発注により必要な設計成果の作成費用を見込んだ業務（施工計画検討業務等）を対象とすることができる。

- (1) 重要構造物を有する現場の業務等
- (2) 複雑な仮設工を有する現場の業務等
- (3) 厳しい施工条件を有する現場の業務等

4 情報の公開等

発注前の工事であるため、工事発注前三者検討会に参加する特定の建設業者（各地方建設業協会から推薦された土木委員等）が、工事の詳細や課題等を知り得ることとなる。

このことから、入札時における公平性・透明性等の観点について、特に留意しなければならないため、以下の措置を講ずることとする。

- (1) 工事発注前三者検討会で使用した資料等については、業務完了後、遅滞なく入札閲覧室等で公開する。公開方法は紙または電子データとする。
- (2) 工事発注前三者検討会で検討した工種については、総合評価の施工計画審査タイプにおいて、簡易な施工計画（①工程管理に係る技術的所見、②品質管理に係る技術的所見、③施工上の対処すべき技術的所見）を求めることはしないものとする。

5 検討会の開催

- (1) 検討会の開催日時・場所・参加者

検討会の開催日時・場所について、発注者（出張所等）は、打合せ簿により事前に設計者と調整し、設計者から回答のあった開催日時・場所案を発注者（設計積算管理委員会）に報告するものとする。

次に、発注者（設計積算管理委員会）は、報告された開催日時・場所案、及び参加人数について施工者と調整し、施工者から回答のあった開催日時・場所・推薦者案に基づき、開催日時・場所を決定するとともに、参加者を把握する。

さらに、発注者（設計積算管理委員会）は、施工者と発注者（出張所等）に開催日時・場所・参加者を連絡する。その後、発注者（出張所等）は、設計者に開催日時・場所・参加者を連絡するものとする。

- (2) 検討会の進行

検討会の進行は、発注者（設計積算管理委員会）が行う。なお、検討会での確認事項等は以下によるものとする。

- ① 発注者による説明

発注者（出張所等）は、簡易な資料等により工事概要について説明する。

- ② 設計者による説明

設計者は、資料等により設計条件・意図及び施工上の留意事項の説明を行う。また、設計条件の不確定要素のうち発注者・施工者の見解を必要とする課題を説明する。

- ③ 三者による確認

三者は、設計条件・意図及び施工上の留意事項について確認する。

なお、三者による確認で、再調査や再計算等が必要となる事項は、発注者・設計者においてその責任の範囲を明確にする。

④ 設計・施工に係る意見交換

設計者から発注者・施工者の見解が必要とされた課題について、設計・施工に係る意見交換を行い、三者で解決策を検討する。また、施工に係る新技術やコスト縮減に関する提案等についても意見交換を行う。

⑤ 施工者から提案された内容について

- ・円滑な工事の施工に資するものとして、各種基準等の規定に基づき、設計成果への反映を検討する
- ・その内容に係る設計業務については、業務受委託者の責任により、受託者（設計者）が作業を行う

(3) 検討会の開催回数

検討会の開催回数は、1回を標準とするが、現場条件の特殊性に応じて複数回開催できるものとする。

6 設計者との契約及び施工者の参加費用

発注者は、設計者と詳細設計・調査等業務で委託契約を締結し、その中で工事発注前三者検討会の費用を計上する。

また、当該費用で、施工者の参加費用も計上し、設計者から施工者に支払われるものとする。

なお、取扱いの詳細については、別途「工事発注前三者検討会（試行）実施要領の運用」（令和3年(2021年)2月26日、建管第1516号）に定めるものとする。

7 その他

工事発注前三者検討会の実施にあたり、疑義等が生じた場合は、発注者（設計積算管理委員会）が関係者と協議し、その改善を図ることとする。

8 附則

（令和2年(2020年)4月13日 建管第78号）

この要領は、令和2年(2020年)6月1日から施行する。

（令和2年(2020年)8月20日 建管第655号）

一部改定。

（令和3年(2021年)2月26日 建管第1515号）

一部改定。

